

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和元年 6月25日

鎌倉市長

松尾 崇

鎌倉市条例第5号

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後子どもひろば条例（平成29年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

名称	位置
放課後子どもひろば にかいどう	鎌倉市二階堂912番地1
放課後子どもひろば だいいち	同 由比ガ浜二丁目9番13号
放課後子どもひろば おなり	同 御成町18番10号
放課後子どもひろば しちりがはま	同 七里ガ浜東五丁目3番3号
放課後子どもひろば こしごえ	同 腰越五丁目2番10号
放課後子どもひろば にしかまくら	同 津1069番地
放課後子どもひろば ふかさわ	同 梶原一丁目11番1号
放課後子どもひろば ふじづか	同 寺分418番地10
放課後子どもひろば やまさき	同 山崎2456番地1
放課後子どもひろば おおふな	同 大船二丁目10番3号
放課後子どもひろば おさか	同 大船2135番地
放課後子どもひろば いまいずみ	同 今泉二丁目13番1号
放課後子どもひろば うえき	同 植木1番地
放課後子どもひろば うえき分室	同 植木66番地6
放課後子どもひろば せきや	同 関谷468番地1

付 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。